

汚水排出量に係る減量水量の認定に関する内規

平成 2 5 年 4 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第下 3 1 号

(目的)

第 1 条 この内規は、東大阪市下水道条例（昭和 4 2 年東大阪市条例第 6 3 号）第 1 4 条の 3 第 1 項に規定する使用水量と公共下水道へ排除する汚水の量とが著しく相違する場合において、公共下水道へ排除されない水量（以下「減量水量」という。）の認定（以下「減量認定」という。）に関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第 2 条 汚水排出量の減量認定は、減量水量が流量計の設置等により合理的な根拠を以て説明できるものであって、次の各号の 1 に該当する場合に適用する。

- (1) 減量水量が年間を通じて恒常的に、上水、工業用水、井河水、その他の使用水の合計の 2 0 % 以上であること。
- (2) 前号のほか、上下水道事業管理者が特に必要であると認める場合。

(申告書類)

第 3 条 減量認定の適用を受けようとする者（以下「申告者」という。）は、汚水排出量認定資料（変更）申告書（以下「申告書」という。）に、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 汚水排出量及び減量水量が明らかとなる資料。
- (2) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める資料。

(審査及び通知等)

第 4 条 管理者は、申告書の提出があつたときは、その内容を審査し、減量認定の適否を決定のうえその旨を申告者に通知するもの。

- 2 管理者は、減量認定の適用を受けることになった者（以下「減量適用者」という。）に対する通知には、汚水排出量の算定方法及び減量認定期間を付するものとする。

この場合において、当該適用期間は、原則として３年を限度とする。また、４月以降の認定にかかる初年度の期間は、その残存期間を限度とする。

３ 管理者は、減量適用者から使用期間内の減量認定の報告又は、関係資料等の提出を求めることができる。また、その際の減量水量の検針及び測定については月初に行い、同月１５日までに提出することを原則とする。

４ 管理者は、申告書の審査その他減量適用者に対し必要があると認めるときは、施設状況等の調査又は、確認することができる。

(減量認定の取消)

第５条 管理者は、第２条に定める基準に該当しなくなったことが明らかな場合は、適用期間満了前であっても減量認定の適用を取り消すことができる。

附 則

１ この内規は平成２５年４月１日から施行する。

２ この内規の施行の前になされた行為は、本内規によりなされた行為とみなす。

附 則（令和５年３月２８日東大阪市上下水道局内規第下９号）

この内規は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年６月１８日東大阪市上下水道局内規第下４号）

この内規は、令和６年７月１日から施行する。